

3章 施設及び設備に関する基準

■ 介護医療院の施設基準の考え方

介護医療院の施設基準については、医療を内包した施設系サービスの観点から、

- ・面積基準は老人保健施設相当以上（8.0m²以上）
- ・プライバシーに配慮した環境整備
（多床室の場合でも家具やパーティション等による間仕切りの設置）

これらなどが求められ、

介護医療院は、生活施設としての機能を併せ持っていることが特徴です。

3.1 施設に関する基準

○介護医療院は、原則、以下に掲げる施設を有しなければならないと定められています。¹

施設（第5条第1項）	施設の基準（第5条第2項）
療養室	イ 1の療養室の定員は、4人以下とすること。 ロ 入所者一人当たりの床面積は、8m ² 以上とすること。 ハ 地階に設けてはならないこと。 ニ 一以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面して設けること。 ホ 入所者のプライバシーの確保に配慮した療養床を備えること。 ヘ 入所者の身の回り品を保管することができる設備を備えること。 ト ナース・コールを設けること。
診察室	イ 診察室は、次に掲げる施設を有すること。 (1)医師が診察を行う施設 (2)喀痰、血液、尿、糞便等について通常行われる臨床検査を行うことができる施設（臨床検査施設） [*] (3)調剤を行う施設 [*] 臨床検査施設は、人体から排出され、又は採取された検体の微生物学的検査、血清学的検査、血液学的検査、病理学的検査、寄生虫学的検査及び生化学的検査（検体検査）の業務を委託する場合にあっては、当該検体検査に係る設備を設けないことができる。
処置室	イ 処置室は、次に掲げる施設を有すること。 (1)入所者に対する処置が適切に行われる広さを有する施設 (2)診察の用に供するエックス線装置（定格出力の管電圧（波高値とする。）が十キロボルト以上であり、かつ、その有するエネルギーが一メガ電子ボルト未満のものに限る。） ロ イに規定する施設にあっては、前号イに規定する施設と兼用することができる。
機能訓練室	内法による測定で40m ² 以上の面積を有し、必要な器械及び器具を備えること。 ただし、併設型小規模介護医療院にあっては、機能訓練を行うために十分な広さを有し、必要な器械及び器具を備えること。

¹ 介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成30年1月18日厚生労働省令第5号）第5条

施設 (第5条第1項)	施設の基準 (第5条第2項)
談話室	入所者同士や入所者とその家族が談話を楽しめる広さを有すること。
食堂	内法による測定で、入所者1人当たり1m ² 以上の面積を有すること。
浴室	イ 身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。 ロ 一般浴槽のほか、入浴に介助を必要とする者の入浴に適した特別浴槽を設けること。
レクリエーション・ルーム	レクリエーションを行うために十分な広さを有し、必要な設備を備えること。
洗面所	身体の不自由な者が利用するのに適したものとすること。
便所	身体の不自由な者が利用するのに適したものとすること。
サービス・ステーション	—
調理室	—
洗濯室又は洗濯場	—
汚物処理室	—

療養室について

(1) 新設する介護医療院又は介護療養病床等から転換した介護医療院(大規模改修後)

省令	介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準	通知	介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準について
	<p>【第5条第2項第1号】</p> <ul style="list-style-type: none"> 1の療養室の定員は、4人以下とすること。 		<p>介護療養型医療施設では 6.4m²/人以上</p>
	<ul style="list-style-type: none"> 入所者1人当たりの床面積は8m²以上とすること。 		<p>療養室の床面積は、内法による測定で、入所者一人当たり8m²以上とすること。 療養室に洗面所を設置した場合に必要な床面積及び収納設備の設置に要する床面積は、<u>基準面積に含めて差し支えない。</u></p>
	<p>1人当たり床面積の考え方の留意点。 洗面所や収納設備の設置の他に、居室内のトイレも基準面積に含めて算出して差し支えない</p>		
	<ul style="list-style-type: none"> 入所者のプライバシーの確保に配慮した療養床を備えること。 		<p>多床室の場合にあつては、家具、パーティション、カーテン等の組合せにより、室内を区分することで、入所者同士の視線等を遮断し、入所者のプライバシーを確保すること。 カーテンのみで仕切られているに過ぎないような場合には、プライバシーの十分な確保とはいえない。また、家具、パーティション等については、入所者の安全が確保されている場合には、必ずしも固定されているものに限らない。</p>
	<p>視線の遮断以外にも、音や気配等への配慮があることが望ましい。イメージ図は下記のとおり。</p>		
	<ul style="list-style-type: none"> ナース・コールを設けること 		<p>療養室のナース・コールについては、入所者の状況等に応じ、サービスに支障を来さない場合には、入所者の動向や意向を検知できる機器を設置することで代用することとして差し支えない。</p>

・地階に設けてはならないこと。

・1以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面して設けること。

・入所者の身の回り品を保管することができる設備を備えること

省令 介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準

【第5条第3項】

これらの施設は、専ら当該介護医療院の用に供するものでなければならない。ただし、入所者の処遇に支障がない場合には、この限りでない。

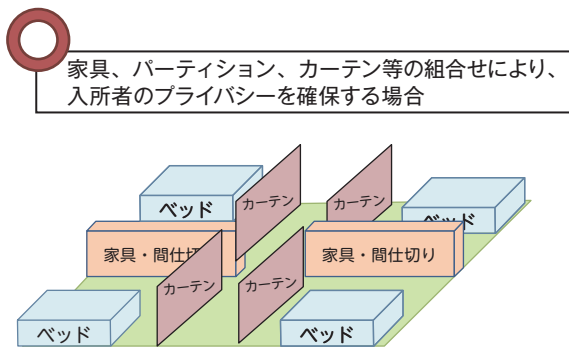
介護医療院の施設は介護医療院専用であることが原則

通知 病院又は診療所と介護保険施設等との併設等について（平成30年3月27日 医政発0327第31号・老発0327第6号）

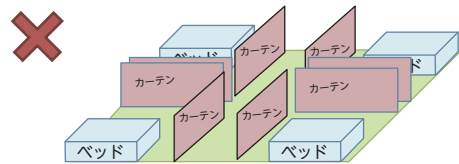
病院又は診療所と介護医療院とを併設（病院又は診療所の同一敷地内又は隣接する敷地内（公道をはさんで隣接している場合を含む。）に介護医療院を開設していることを言う。）する場合で、それぞれの基準を満たしている場合であっても、療養室の共用は、認められない。

療養室は省令の原則どおり、療養室の共用は認められない。

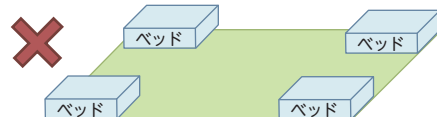
<プライバシーの確保のイメージ図>



カーテンのみで仕切られている場合



パーティション等が何もないような場合



◆よくあるお問い合わせ

Q：療養室の面積が狭いため、家具やパーティションを置くことができません。緩和措置はありますか。

A：緩和措置はありません。家具・パーティション等については、入所者の安全が確保されている場合には、必ずしも固定されたものでなくても構いませんので、入所者の安全を確保しながら、プライバシーを確保する方法をご検討ください。

(2) 介護療養病床等から転換した介護医療院(大規模改修までの間)

療養室に関する基準等については、以下を除き、(1)の規定と同じです。

省令 介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準

【附則第2条】(抄)

医療法第7条第2項第4号に規定する療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成36年3月31日までの間に転換を行って介護医療院(ユニット型介護医療院を除く。)を開設する場合における当該転換に係る療養室については、第5条第2項第1号口の規定にかかわらず、新築、増築又は全面的な改築の工事が終了するまでの間は、入所者一人当たりの床面積は、6.4m²以上とする。

介護医療院の面積基準は原則 8m²/人以上であるが、病院・有床診療所から介護医療院に転換した場合には、介護療養型医療施設の面積基準と同じ 6.4m²/人以上で認められる。

【附則第7条】

介護療養型老人保健施設を開設した場合であって、平成36年3月31日までの間に当該介護療養型老人保健施設の全部又は一部を廃止するとともに、介護医療院(ユニット型介護医療院を除く。)を開設した場合における当該介護医療院に係る療養室については、第5条第2項第1号口の規定にかかわらず、新築、増築又は全面的な改築の工事が終了するまでの間は、入所者一人当たりの床面積は、6.4m²以上とする。

平成18年7月1日から平成30年3月31日までの間に、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床の転換を行った介護老人保健施設の面積基準は上記と同じく 6.4m²/人以上で認められる。

通知 介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準について

(4) 療養病床等を有する病院(医療法第七条第二項に規定する精神病床、感染症病床、結核病床、療養病床又は一般病床を有する病院。以下同じ。)又は病床を有する診療所(療養病床又は一般病床を有する診療所。以下同じ。)の開設者が、当該病院の療養病床等を平成36年3月31日までの間に転換を行って介護医療院を開設する場合における当該転換に係る療養室の床面積は、新築、増築又は全面的な改築の工事が終了するまでの間は、内法による測定で入所者1人当たり 6.4m²以上とする。

省令附則第2条の「療養病床等」については、医療法第7条第2項に規定する「精神病床、感染症病床、結核病床、療養病床又は一般病床」であることが示されている。

(5) 平成18年7月1日から平成30年3月31日までの間に、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床の転換を行った介護老人保健施設(介護療養型老人保健施設)が、平成36年3月31日までに当該介護療養型老人保健施設の全部又は一部を廃止するとともに、介護医療院を開設した場合についても、(4)の取扱と同様の取扱とする。

◆よくあるお問い合わせ

Q: 療養室の面積を 6.4m²/人以上とする緩和措置は何年間有効なのですか。

A: 年数での制限はありません。新築、増築又は全面的な改築の工事が終了するまでの措置となります。

診察室について

(1) 新設する介護医療院又は介護療養病床等から転換した介護医療院(大規模改修後)

省令

介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準

【第5条第2項第2号】

イ 診察室は、次に掲げる施設を有すること。

- (1) 医師が診察を行う施設
- (2) 喀痰、血液、尿、糞便等について通常行われる臨床検査を行うことができる施設（臨床検査施設）
- (3) 調剤を行う施設

□ イ(2)の規定にかかわらず、臨床検査施設は、人体から排出され、又は採取された検体の微生物学的検査、血清学的検査、血液学的検査、病理学的検査、寄生虫学的検査及び生化学的検査（検体検査）の業務を委託する場合にあっては、当該検体検査に係る設備を設けないことができる。

通知

介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準について

- a 医師が診察を行う施設については医師が診察を行うのに適切なものとする。
- b 臨床検査施設は、病院又は診療所に設置される臨床検査施設に求められる検査基準及び構造設備基準を満たすものであること。
- c 調剤を行う施設は、病院又は診療所に設置される調剤所に求められる基準を満たすものであること。

臨床検査施設、調剤を行う施設については、医療法の基準を満たすものであること。

臨床検査施設については、検体検査の業務を委託する場合には、当該検体検査に係る設備を設けないことができる

(2) 介護療養病床等から転換した介護医療院(大規模改修までの間)

診察室に関する基準等については、(1)の規定と基本的に同じですが、例外として、介護療養型老人保健施設が介護医療院に転換する場合には、下記のとおり、基準緩和が認められています。

省令 介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準

【附則第6条】(抄)
 平成18年7月1日から平成30年3月31日までの間に、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床の転換を行って介護老人保健施設(以下「介護療養型老人保健施設」という。)を開設した場合であって、平成36年3月31日までの間に当該介護療養型老人保健施設の全部又は一部を廃止するとともに、介護医療院を開設した場合において、当該介護医療院の建物(基本的な設備が完成しているものを含み、この省令の施行の後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。)についての第5条第2項及び第45条第2項の適用については、第5条第2項第2号イ中「という。)」とあるのは「という。)。ただし、近隣の場所にある医療機関との連携により入所者に対する介護医療院サービスの提供に支障がない場合にあつては、置かないことができる。」と、「調剤を行う施設」とあるのは「調剤を行う施設。ただし、近隣の場所にある薬局と連携することにより入所者に対する介護医療院サービスの提供に支障がない場合にあつては、置かないことができる。」とする。

通知 介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準について

介護療養型老人保健施設が平成36年3月31日までに当該介護療養型老人保健施設の全部又は一部を廃止するとともに、介護医療院を開設した場合には、当該介護医療院における調剤を行う施設については、近隣の場所にある薬局と連携することにより入所者に対する介護医療院サービスの提供に支障がない場合、臨床検査施設については、近隣の医療機関等との連携により入所者に対する介護医療院サービスの提供に支障がない場合にあつては、それぞれ置かないことができることとする。

<読み替え後の省令>
 イ 診察室は、次に掲げる施設を有すること。
 (1)医師が診察を行う施設
 (2)喀痰、血液、尿、糞便等について通常行われる臨床検査を行うことができる施設(臨床検査施設という。)。ただし、近隣の場所にある医療機関との連携により入所者に対する介護医療院サービスの提供に支障がない場合にあつては、置かないことができる。
 (3)調剤を行う施設。ただし、近隣の場所にある薬局と連携することにより入所者に対する介護医療院サービスの提供に支障がない場合にあつては、置かないことができる。

処置室について

(1) 新設する介護医療院又は介護療養病床等から転換した介護医療院(大規模改修後)

省令 介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準

【第5条第2項第3号】

- イ 処置室は、次に掲げる施設を有すること。
- (1) 入所者に対する処置が適切に行われる広さを有する施設
 - (2) 診察の用に供するエックス線装置（定格出力の管電圧（波高値とする。）が十キロボルト以上であり、かつ、その有するエネルギーがメガ電子ボルト未満のものに限る。）

介護医療院の処置室はエックス線装置を有しなければならない。
ただし、下記のとおり、一定の要件を満たせば、病院又は診療所と共用が認められる。

- ロ イに規定する施設にあっては、前号イに規定する施設と兼用することができる。

省令 介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準

【第5条第3項】

これらの施設は、専ら当該介護医療院の用に供するものでなければならない。ただし、入所者の処遇に支障がない場合には、この限りでない。

介護医療院の施設は介護医療院専用であることが原則

通知 介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準について

- a 医師が処置を行う施設については、医師が処置を行うのに適切なものとする。
- b 診察の用に供するエックス線装置にあっては、医療法（昭和23年法律第205号）、医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）及び医療法施行規則の一部を改正する省令の施行について（平成13年3月12日医薬発第188号）において求められる防護に関する基準を満たすものであること。

エックス線装置については、医療法の基準を満たすものであること。

医師が処置を行う施設については、診察室における医師が診察を行う施設の部分と兼用することができる。

通知 病院又は診療所と介護保険施設等との併設等について（平成30年3月27日医政発0327第31号・老発0327第6号）

病院又は診療所と介護医療院とを併設（病院又は診療所の同一敷地内又は隣接する敷地内（公道をはさんで隣接している場合を含む。）に介護医療院を開設していることを言う。）する場合で、それぞれの基準を満たしている場合であって、かつ、各施設等の患者等に対する治療、介護その他のサービスに支障がない場合に限り、エックス線装置の共用は、認められる。

エックス線装置は省令の例外として、病院又は診療所との共用が認められる。

(2) 介護療養病床等から転換した介護医療院(大規模改修までの間)

処置室に関する基準等については、(1)の規定と基本的に同じですが、例外として、介護療養型老人保健施設が介護医療院に転換する場合には、下記のとおり、基準緩和が認められています。

省令 介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準

【附則第6条】(抄)
 平成18年7月1日から平成30年3月31日までの間に、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床の転換を行って介護老人保健施設(以下「介護療養型老人保健施設」という。)を開設した場合であって、平成36年3月31日までの間に当該介護療養型老人保健施設の全部又は一部を廃止するとともに、介護医療院を開設した場合において、当該介護医療院の建物(基本的な設備が完成しているものを含み、この省令の施行の後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。)についての第5条第2項及び第45条第2項の適用については、第5条第2項第3号中「(という。)」とあるのは「(という。)。ただし、近隣の場所にある医療機関との連携により入所者に対する介護医療院サービスの提供に支障がない場合にあつては、置かないことができる。」とする。

通知 介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準について

介護療養型老人保健施設が平成36年3月31日までに当該介護療養型老人保健施設の全部又は一部を廃止するとともに、介護医療院を開設した場合には、当該介護医療院におけるエックス線装置の設置については、近隣の医療機関等との連携により入所者に対する介護医療院サービスの提供に支障がない場合にあつては、置かないことができることとする。

<読み替え後の省令>
 イ 処置室は、次に掲げる施設を有すること。
 (1)入所者に対する処置が適切に行われる広さを有する施設
 (2)診察の用に供するエックス線装置(定格出力の管電圧(波高値とする。)が十キロボルト以上であり、かつ、その有するエネルギーがメガ電子ボルト未満のものに限る。第45条第2項第3号イ(2)において「エックス線装置」という。)。ただし、近隣の場所にある医療機関との連携により入所者に対する介護医療院サービスの提供に支障がない場合にあつては、置かないことができる。

機能訓練室について

(1) 新設する介護医療院又は介護療養病床等から転換した介護医療院(大規模改修後)

省令 介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準

【第5条第2項第4号】

内法による測定で 40m² 以上の面積を有し、必要な器械及び器具を備えること。

介護医療院には、原則として、40m² 以上の機能訓練室が必要。

例外として、併設型小規模介護医療院（医療機関併設型介護医療院のうち、入所定員が 19 人以下のもの）の場合は 40m² 以上が基準ではなく、十分な広さを有することが基準となる。

ただし、併設型小規模介護医療院にあつては、機能訓練を行うために十分な広さを有し、必要な器械及び器具を備えること。

機能訓練室、談話室、食堂、レクリエーション・ルーム等を区画せず、1つのオープンスペースとすることは差し支えない。

また、施設の利用目的に沿い、かつ、入所者に対する介護医療院サービスの提供に支障を来さない程度で施設の兼用が認められる。

⇒したがって、例えば、機能訓練室、談話室、食堂、レクリエーション・ルーム等の施設を兼用し、1つのオープンスペースとすることも考えられる。その場合であっても、全体の面積は各々の施設の基準面積を満たす必要があることに留意が必要である。

通知 介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準について

介護医療院で行われる機能訓練は、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の指導の下における運動機能や ADL（日常生活動作能力）の改善を中心としたものであり、内法による測定で 40m² 以上の面積を有し、必要な器械・器具を備えること。

ただし、併設型小規模介護医療院の場合は、機能訓練を行うのに十分な広さを有し、必要な器械・器具を備えることで足りるものとする。

イ 機能訓練室、談話室、食堂、レクリエーション・ルーム等を区画せず、1つのオープンスペースとすることは差し支えないが、入所者に対する介護医療院サービスの提供に支障を来さないよう全体の面積は各々の施設の基準面積を合算したものの以上とすること。

ロ 施設の兼用については、各々の施設の利用目的に沿い、かつ、入所者に対する介護医療院サービスの提供に支障を来さない程度で認めて差し支えないものであること。したがって、談話室とレクリエーション・ルームの兼用並びに洗面所と便所、洗濯室と汚物処理室が同一の区画にあること等は差し支えないこと。

省令 介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準

【第5条第3項】

これらの施設は、専ら当該介護医療院の用に供するものでなければならない。ただし、入所者の処遇に支障がない場合には、この限りでない。

介護医療院の施設は介護医療院専用であることが原則

通知 病院又は診療所と介護保険施設等との併設等について（平成30年3月27日 医政発0327第31号・老発0327第6号）

病院又は診療所と介護医療院とを併設（病院又は診療所の同一敷地内又は隣接する敷地内（公道を介して隣接している場合を含む。）に介護医療院を開設していることを言う。）する場合で、それぞれの基準を満たしている場合であって、かつ、各施設等の患者等に対する治療、介護その他のサービスに支障がない場合に限り、共用が認められる。

機能訓練室は省令の例外として、病院又は診療所との共用が認められる。

(2) 介護療養病床等から転換した介護医療院（大規模改修までの間）

機能訓練室に関する基準等については、(1)の規定と同じです。

談話室、食堂、浴室、レクリエーション・ルーム、洗面所、便所について

(1) 新設する介護医療院又は介護療養病床等から転換した介護医療院（大規模改修後）

省令 介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準

【第5条第2項第5号】 談話室

入所者同士や入所者とその家族が談話を楽しめる広さを有すること。

【第5条第2項第6号】 食堂

内法による測定で、入所者1人当たり1m²以上の面積を有すること。

【第5条第2項第7号】 浴室

イ 身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。
ロ 一般浴槽のほか、入浴に介助を必要とする者の入浴に適した特別浴槽を設けること。

【第5条第2項第8号】 レクリエーション・ルーム

レクリエーションを行うために十分な広さを有し、必要な設備を備えること。

通知 介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準について

談話室には、入所者とその家族等が談話を楽しめるよう、創意工夫を行うこと。

入所者の入浴に際し、支障が生じないように配慮すること。

【第5条第2項第9号】洗面所
身体の不自由な者が利用するのに適したものとすること。

【第5条第2項第10号】便所
身体の不自由な者が利用するのに適したものとすること。

【第5条第1項第11号】サービス・ステーション

看護・介護職員が入所者のニーズに適切に応じられるよう、療養室のある階ごとに療養室に近接してサービス・ステーションを設けること。

【第5条第1項第12号】調理室

食器、調理器具等を消毒する設備、食器、食品等を清潔に保管する設備並びに防虫及び防鼠の設備を設けること。

【第5条第1項第13号】洗濯室又は洗濯場

【第5条第1項第14号】汚物処理室

汚物処理室は、他の施設と区別された一定のスペースを有すれば足りること。

その他

- a 焼却炉、浄化槽、その他の汚物処理設備及び便槽を設ける場合には、療養室、談話室、食堂、調理室から相当の距離を隔てて設けること。
- b 床面積を定めない施設については、各々の施設の機能を十分に発揮し得る適当な広さを確保するよう配慮すること。

設置が義務づけられている施設のほか、家族相談室、ボランティア・ルーム、家族介護教室は、介護医療院の性格等からみて設置が望ましいので、余力がある場合には、その設置につき配慮すること。

省令 介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準

【第5条第3項】

これらの施設は、専ら当該介護医療院の用に供するものでなければならない。ただし、入所者の処遇に支障がない場合には、この限りでない。

介護医療院の施設は介護医療院専用であることが原則

通知 病院又は診療所と介護保険施設等との併設等について（平成30年3月27日 医政発 0327 第31号・老発 0327 第6号）

病院又は診療所と介護医療院とを併設（病院又は診療所の同一敷地内又は隣接する敷地内（公道をはさんで隣接している場合を含む。）に介護医療院を開設していることを言う。）する場合で、それぞれの基準を満たしている場合であって、かつ、各施設等の患者等に対する治療、介護その他のサービスに支障がない場合に限り、共用が認められる。

談話室、食堂、浴室、レクリエーション・ルーム、洗面所、便所は省令の例外として、病院又は診療所との共用が認められる。

(2) 介護療養病床等から転換した介護医療院（大規模改修までの間）

談話室、食堂、浴室、レクリエーション・ルーム、洗面所、便所に関する基準等については、(1)の規定と同じです。

3.2 構造設備の基準

(1) 新設する介護医療院又は介護療養病床等から転換した介護医療院(大規模改修後)

省令

介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準

【第6条第1項第1号】

介護医療院の建物（入所者の療養生活のために使用しない附属の建物を除く。以下同じ。）は、耐火建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物をいう。）とすること。

介護医療院の建物は耐火建築物とすることが原則

ただし、次のいずれかの要件を満たす二階建て又は平屋建ての介護医療院の建物にあっては、準耐火建築物（建築基準法第2条第9号の3に規定する準耐火建築物をいう。）とすることができる。

イ 療養室その他の入所者の療養生活に充てられる施設（「療養室等」という。）を二階及び地階のいずれにも設けていないこと。

ロ 療養室等を二階又は地階に設けている場合であって、次に掲げる要件の全てを満たすこと。

(1) 当該介護医療院の所在地を管轄する消防長（消防本部を設置しない市町村にあっては、市町村長。）又は消防署長と相談の上、第32条の規定による計画に入所者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。

(2) 第32条の規定による訓練については、同条の計画に従い、昼間及び夜間において行うこと。

(3) 火災時における避難、消火等の協力を得ることができるよう、地域住民等との連携体制を整備すること。

通知

病院又は診療所と介護保険施設等との併設等について（平成30年3月27日 医政発0327第31号・老発0327第6号）

介護医療院の建物は、入所者が身体的、精神的に障害を有する者であることに鑑み、入所者の日常生活のために使用しない附属の建物を除き耐火建築物としなければならない。

ただし、療養室、談話室、食堂、浴室、レクリエーション・ルーム、便所等入所者が日常継続的に使用する施設（以下「療養室等」という。）を2階以上の階及び地階のいずれにも設けていない建物については、準耐火建築物とすることができる。

介護医療院の建物を準耐火建築物とすることができる例外①

また、居室等を2階又は地階に設ける場合であっても、基準省令第6条第1項第1号に掲げる要件を満たし、火災に係る入所者の安全性が確保されていると認められる場合には、準耐火建築物とすることができる。

介護医療院の建物を準耐火建築物とすることができる例外②

【第6条第2項】

前項第1号の規定にかかわらず、都道府県知事（指定都市及び中核市にあっては、指定都市又は中核市の市長。）が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、次の各号のいずれかの要件を満たす木造かつ平屋建ての介護医療院の建物であって、火災に係る入所者の安全性が確保されていると認めたときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。

- 一 スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。
- 二 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なるものであること。
- 三 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なるものであること

介護医療院の建物を耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない例外

【第6条第1項第2号】

療養室等が二階以上の階にある場合は、屋内の直通階段及びエレベーターをそれぞれ一以上設けること。

介護医療院の入所者が常時介護を必要とする高齢者であることから、療養室等が2階以上の階にある場合は、屋内の直通階段及びエレベーターの設置すること。

直通階段とエレベーターのいずれも必要

【第6条第1項第3号】

療養室等が三階以上の階にある場合は、避難に支障がないように避難階段を二以上設けること。ただし、前号の直通階段を建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第123条第1項の規定による避難階段としての構造とする場合は、その直通階段の数を避難階段の数に算入することができる。

避難階段を二以上設けることが必要。
省令第6条第1項第2号の直通階段を避難階段に含むことができる。

【第6条第1項第4号】

診察の用に供する電気、光線、熱、蒸気又はガスに関する構造設備については、危害防止上必要な方法を講ずることとし、放射線に関する構造設備については、医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号）第三十条、第三十条の四、第三十条の十三、第三十条の十四、第三十条の十六、第三十条の十七、第三十条の十八（第一項第四号から第六号までを除く。）、第三十条の十九、第三十条の二十第二項、第三十条の二十一、第三十条の二十二、第三十条の二十三第一項、第三十条の二十五、第三十条の二十六第三項から第五項まで及び第三十条の二十七の規定を準用する。この場合において、同令第三十条の十八第一項中「いずれか及び第四号から第六号までに掲げる措置」とあるのは、「いずれか」と読み替えるものとする。

介護医療院サービスの一環として行われる診察の用に供する電気、光線、熱、蒸気又はガスに関する構造設備については、医療法において病院又は診療所が求められる危害防止上必要な方法を講ずること。

【第6条第1項第5号】

階段には、手すりを設けること。

階段の傾斜は緩やかにするとともに、適当な手すりを設けること。なお、手すりは両側に設けることが望ましい。

【第6条第1項第6号】

廊下の構造は、次のとおりとすること。
イ 幅は、1.8m 以上とすること。ただし、中廊下の幅は、2.7m 以上とすること。
ロ 手すりを設けること。
ハ 常夜灯を設けること。

- ① 廊下の幅は、内法によるものとし、壁から測定するものとする。
- ② 適当な手すりを設けること。なお、手すりは両側に設けることが望ましい。
- ③ 中廊下は、廊下の両側に療養室等又はエレベーター室のある廊下をいうこと。

【第6条第1項第7号】

入所者に対する介護医療院サービスの提供を適切に行うために必要な設備を備えること。

- ・入所者の身体の状態等に応じた介護医療院サービスの提供を確保するため、車椅子、ギャッチベッド、ストレッチャー等を備えること。
- ・家庭的な雰囲気を確保するよう創意工夫すること。
- ・車椅子等による移動に支障のないよう床の段差をなくすよう努めること。
- ・病院又は診療所等と介護医療院とを併設する場合には、両施設の入所者の処遇に支障がないよう、表示等により病院又は診療所等との区分を可能な限り明確にすることで足りること。

【第6条第1項第8号】

消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けること。

基準省令第6条第1項第8号に定める「消火設備その他の非常災害に際して必要な設備」とは、消防法第17条の規定に基づく消防用設備等及び風水害、地震等の災害に際して必要な設備をいうこと。

(2) 介護療養病床等から転換した介護医療院(大規模改修までの間)

省令 介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準

【附則第3条】

療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成 36 年3月 31 日までの間に転換を行って介護医療院を開設する場合における当該介護医療院の建物については、第6条第1項第1号の規定は、適用しない。

病院・有床診療所から介護医療院に転換した場合には、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない例外

【附則第8条】

介護療養型老人保健施設を開設した場合であって、平成 36 年3月 31 日までの間に当該介護療養型老人保健施設の全部又は一部を廃止するとともに、介護医療院を開設した場合における当該介護医療院の建物については、第6条第1項第1号の規定は、適用しない。

介護療養型老人保健施設から介護医療院に転換した場合にも、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない例外

通知 病院又は診療所と介護保険施設等との併設等について (平成 30 年3月 27 日 医政発 0327 第 31 号・老発 0327 第6号)

耐火構造について

(2) 療養病床等を有する病院又は療養病床等を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の療養病床等を平成 36 年3月 31 日までの間に転換を行って介護医療院を開設する場合における当該転換に係る建物の耐火構造については、大規模改修までの間は、基準省令第6条第1項第1号の規定は適用せず、建築基準法の基準によるものでよいこととする。

(5) 平成 18 年 7 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの間に、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床の転換を行った介護老人保健施設(介護療養型老人保健施設)が、平成 36 年3月 31 日までに当該介護療養型老人保健施設の全部又は一部を廃止するとともに、介護医療院を開設した場合についても、(2) の取扱と同様の取扱とする。

省令 介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準

【附則第4条】

療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成 36 年3月 31 日までの間に転換を行って介護医療院を開設する場合における当該介護医療院の屋内の直通階段及びエレベーターについての第6条第1項の規定の適用については、第6条第1項第2号中「屋内の直通階段及びエレベーターをそれぞれ一以上設けること」とあるのは、「屋内の直通階段を二以上設けること。ただし、エレベーターが設置されているもの又は二階以上の各階における療養室の床面積の合計がそれぞれ五十平方メートル（主要構造部が耐火構造であるか、又は不燃材料（建築基準法第二条第九号に規定する不燃材料をいう。）で造られている建築物にあっては、百平方メートル）以下のものについては、屋内の直通階段を一とすることができる」とする。

【附則第9条】

介護療養型老人保健施設を開設した場合であって、平成 36 年3月 31 日までの間に当該介護療養型老人保健施設の全部又は一部を廃止するとともに、介護医療院を開設した場合における当該介護医療院の屋内の直通階段及びエレベーターについての第6条第1項の規定の適用については、第6条第1項第2号中「屋内の直通階段及びエレベーターをそれぞれ一以上設けること」とあるのは、「屋内の直通階段を二以上設けること。ただし、エレベーターが設置されているもの又は二階以上の各階における療養室の床面積の合計がそれぞれ五十平方メートル（主要構造部が耐火構造であるか、又は不燃材料（建築基準法第二条第九号に規定する不燃材料をいう。）で造られている建築物にあっては、百平方メートル）以下のものについては、屋内の直通階段を一とすることができる」とする。

通知 病院又は診療所と介護保険施設等との併設等について（平成 30 年3月 27 日 医政発 0327 第 31 号・老発 0327 第6号）

直通階段・エレベーターについて

(3) 療養病床等を有する病院又は療養病床等を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の療養病床等を平成 36 年3月 31 日までの間に転換を行って介護医療院を開設する場合における当該転換に係る屋内の直通階段及びエレベーターについては、転換前の医療法による基準と同等のものでよいこととする。

<読み替え前の省令>

二 療養室等が二階以上の階にある場合は、屋内の直通階段及びエレベーターをそれぞれ一以上設けること。

<読み替え後の省令>

二 療養室等が二階以上の階にある場合は、屋内の直通階段を二以上設けること。ただし、エレベーターが設置されているもの又は二階以上の各階における療養室の床面積の合計がそれぞれ五十平方メートル（主要構造部が耐火構造であるか、又は不燃材料（建築基準法第二条第九号に規定する不燃材料をいう。）で造られている建築物にあっては、百平方メートル）以下のものについては、屋内の直通階段を一とすることができる。

(5) 平成 18 年 7 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの間に、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床の転換を行った介護老人保健施設（介護療養型老人保健施設）が、平成 36 年3月 31 日までに当該介護療養型老人保健施設の全部又は一部を廃止するとともに、介護医療院を開設した場合についても、(3) の取扱と同様の取扱とする。

<読み替え前後の省令> 同上

省令 介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準

【附則第5条】

療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成 36 年3月 31 日までの間に転換を行って介護医療院を開設する場合における当該介護医療院の療養室に隣接する廊下については、第6条第1項第6号イの規定にかかわらず、幅は、1.2m 以上とする。ただし、中廊下の幅は、1.6m 以上とする。

【附則第 10 条】

介護療養型老人保健施設を開設した場合であって、平成 36 年3月 31 日までの間に当該介護療養型老人保健施設の全部又は一部を廃止するとともに、介護医療院を開設した場合における当該介護医療院の療養室に隣接する廊下については、第6条第1項第6号イの規定にかかわらず、幅は、1.2m 以上とする。ただし、中廊下の幅は、1.6m 以上とする。

通知 病院又は診療所と介護保険施設等との併設等について（平成 30 年3月 27 日 医政発 0327 第 31 号・老発 0327 第6号）

廊下について

(4) 療養病床等を有する病院又は療養病床等を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の療養病床等を平成 36 年3月 31 日までの間に転換を行って介護医療院を開設する場合における当該転換に係る療養室に隣接する廊下の幅は、大規模改修の間までは内法による測定で、1.2m 以上（ただし、両側に療養室等又はエレベーター室がある廊下の幅は、内法による測定で、1.6m 以上）であればよいこととする。

廊下の幅は原則 1.8m 以上（中廊下の幅は 2.7m 以上）。

病院・有床診療所から介護医療院に転換した場合、介護療養型老人保健施設から介護医療院に転換した場合には、大規模改修までの間は、例外として、幅は 1.2m 以上（中廊下の幅は 1.6m 以上）

(5) 平成 18 年 7 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの間に、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床の転換を行った介護老人保健施設（介護療養型老人保健施設）が、平成 36 年3月 31 日までに当該介護療養型老人保健施設の全部又は一部を廃止するとともに、介護医療院を開設した場合についても、(4) の取扱と同様の取扱とする。